

別府大学の講義における体験活動に関する協定書

公益財団法人すみれ学級（以下「甲」という。）と別府大学（以下「乙」という。）は、乙の講義における体験活動（以下「本活動」という。）に関する取扱いにして、次のとおり協定する。

（目的）

第1条 本活動は、甲が、本活動に参加する乙の学生（以下「受講生」という。）を受け入れることにより、活動体験の機会を提供し、受講生がこども達の実際を体験的、総合的に理解することを目的とする。

（内容）

第2条 本活動の具体的内容は、実施の1か月前までに甲乙協議のうえ定めるものとする。

2 乙は、本活動実施までに受講生に対し、こどもとの接し方に関する研修等を行うものとする。

（期間）

第3条 本協定の期間は2025年12月1日から2026年3月末日までとする。ただし、期間満了の1か月前までに甲または乙から書面による解約の申し出がないときには、同一条件で継続し、以後も同様とする。

（補償）

第4条 乙は、受講生に対し「学生教育研究災害傷害保険」および「学研災付帯賠償責任保険」へ加入させるものとする。

2 甲が、本活動により損害を受けた場合は、乙がその損害を賠償する責任を負うものとする。

（協議）

第5条 本協定に定めのない事項及び本協定各条項の解釈に疑義が生じた場合は、甲乙互いに信義誠実の原則に従い、協議し決定するものとする。

本協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙それぞれ記名捺印のうえ、各1通を保有するものとする。

2025年12月1日

(甲) 大分市大字中戸次4241番地の33
公益財団法人すみれ学級
代表理事 藤井 富生



(乙) 別府市北石垣82
別府大学
学長 友永 植

